

公立大学法人青森公立大学役員規程の一部を改正する規程の制定について

1 改正趣旨

地方独立行政法人法の改正により、役員¹の忠実義務及び報告義務が新設されたことに伴い、所要の改正をするもの。

2 改正内容

従前の役員¹の責務に係る規定を、法の規定内容にあわせて改正。

(1) 役員¹の忠実義務を明記（第2条第1項）

役員は、その業務について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）、他の法令、設立団体の条例及び規則並びに定款、法、他の法令又は設立団体の条例に基づいてする設立団体の長の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(2) 役員¹の報告義務を新設（第2条第3項）

役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

3 施行期日

平成31年4月1日